

国立大学法人浜松医科大学情報システムセキュリティポリシー

(平成 18 年 1 月 12 日教育研究評議会承認)

1. 基本方針

高度情報社会において、国立大学法人浜松医科大学（以下「本法人」という。）における教育・研究・医療活動を高めるためには、情報基盤の充実に加えて、本法人の情報資産のセキュリティを確保することが不可欠である。

したがって、本法人が所掌する情報資産に関する業務に携わる職員、学生、共同研究者、委託業者は情報システムセキュリティの重要性を認識するとともに、本法人の情報システムセキュリティポリシーを尊重し、遵守しなければならない。

情報システムセキュリティを確保する重要事項は下記の事項である。

- (1) 学内の重要な情報資産を攻撃による不正な改ざん、破壊、漏洩から守る。
- (2) 学内外の情報システムセキュリティを損ねる加害行為を抑止する。

2. 対象範囲並びに対象者

対象範囲は学内ネットワーク、学内ネットワークに接続する大学資産の情報機器、学内に設置している大学資産の情報機器とする。また、個人資産の情報機器であっても、学内で使用する情報機器は対象範囲とする。対象者は役員、教員、一般職員、準職員、パートタイマー職員、学部学生、大学院生、研究生、科目等履修生、聴講生、共同研究者、委託業者など本法人の情報資産を取扱うすべての者とする。

3. 管理体制

副学長（情報・広報担当副学長）を最高情報セキュリティ責任者とし、本法人の情報セキュリティとセキュリティ対策全体の監督と統括を行う。

4. 評価と見直し

情報資産を守るためには、常に最新の情報を取得し、適切な物理的・技術的・人的セキュリティが実施されているか定期的に評価・調査を実施する。改善が必要と認められた場合は、速やかにセキュリティレベルの高い、かつ、遵守可能な対策基準に更新する。

5. 対策基準

情報システムセキュリティを確保するための具体的な対策基準は別途定める。